

第1回大船子育て支援センター及び鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」等
指定管理者選定委員会 議事概要

1 日時

令和3年（2021年）7月28日（水）13時から14時まで

2 場所

鎌倉商工会議所 102 会議室

3 出席委員

加藤委員長・松原副委員長・宇高毅委員・大西久子委員

4 欠席委員

玉置司委員

5 事務局出席者

小林（青少年課長）・菅原（こども相談課長）・田中（青少年課青少年担当担当係長）・
窪寺（こども相談課相談室担当担当係長）・高橋（青少年課青少年担当職員）

6 協議等内容

（1）委員長、副委員長の選任について

委員長の選任を議題とし、協議の結果、互選により加藤委員を委員長とした。

副委員長の選任を議題とし、協議の結果、互選により松原委員を副委員長とした。

（2）会議の公開について

当委員会の公開・非公開、傍聴の許可、委員会の開催の周知、会議録の取扱いについて協議を行い、第3回の応募者のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とし、傍聴を許可することとした。

なお、会議録は、採点や審査に関わる部分、発言の委員名以外を公開し、候補者選定後に情報公開する。

（3）仕様書（案）及び募集要項（案）に係る質疑等

委員：小坂小学校の特別支援学級児童数について、特別支援学級と通常級を行き来している児童については、特別支援学級児童数に含まれているのか。

事務局：本仕様書記載の特別支援学級児童数には含まれていない。

委員：放課後かまくらっ子の指定管理業務内容について、アフタースクールを実施していない間の子どもひろば利用に関する業務と記載があるが、どういう意

味なのか。

事務局：アフタースクールの実施スペースであるプレイルームについては、平日の10時から12時まで、土曜日の8時30分から17時まで（10月から3月は16時30分まで）の時間を乳幼児親子への居場所として開所している。加えて、アフタースクールは17時まで（10月から3月は16時30分まで）が開所時間となっているが、学童利用児童は延長申請によって19時まで利用可能となっている。そのため、19時までの間、学童利用児童についてはアフタースクールのスペースであるプレイルームを利用することもあるため、アフタースクールを実施していない時間も管理運営を行うという趣旨で記載している。

委員：支援センターの指定管理業務内容について、「重層的支援体制整備事業」は、本市ではまだ実施していないのに記載する必要があるのか。応募者からすると、記載されている項目を調べてそれに合わせて提案書を作成しようとするが、質問があったら説明できるのか。

事務局：重層的支援体制整備事業が何を指し、今後何をしていくのかについては、明確に定まっているわけではない。令和3年4月1日に法律でこの事業が規定された。国としては、高齢者、子ども、障がい者といった縦割りの対応が限界にきているため、一括した相談体制を検討した方が良いのではないかといいことで作った法律である。

委員：支援センターの指定管理業務内容について、出張ひろばとはどのようなことを行うのか。

事務局：こちらも検討段階ではあるが、子どもひろばに行きたくても遠くて行けないといった利用者に対し、プログラムの提供等ができればよいと考えている。

委員：指定管理業務に係る会計の独立性について、原則として法人等による他の事業とは別に独立した口座で行うと記載があるが、「原則として」の記載はどういう意味で設けているのか。

事務局：指定管理業務に係る収支を適切に管理するため、独立した口座で会計管理を行うことを求めている。ただし、新たな口座開設等が難しい場合は、会計帳簿を作成する等して、収支を明確に管理してもらえれば問題ないと考えている。そのため、あえて原則という記載を行っている。

委員：応募資格及び応募条件について、概ね2年以上の運営経験が条件となっているが、この条件は削除できないのか。新規参入者の応募が難しくなるのではと思う。

事務局：放課後かまくらっ子という事業自体がまだ立ち上がったばかりであり、経験を持ち合わせた事業者と二人三脚で運営を行っていききたいという趣旨で、これまでは2年以上の運営を条件としてきた。

委員長：2年以上の運営が応募資格となれば、新規参入が難しくなるという指摘はもっともではないか。放課後かまくらっ子が比較的新しい事業であることも考

慮し、今回は2年以上の運営を応募資格として行うが、今後の課題として市には検討していただきたい。

委員：応募方法等の質問事項の受付については、受付先が青少年課とこども相談課に分かれているが一本化したほうが分かりやすいのではないかと。

事務局：質問事項の受付先については、青少年課に一本化する。

委員：指定管理料の積算基礎に含まれる経費として、光熱水費が含まれているが、他の支援センターには光熱費が含まれていなかったと思うが、どのような違いがあるのか。

事務局：他の支援センターについては、保育所と併設している関係で、光熱水費は市が負担している。今回の施設は、一棟の建物を管理運営してもらうことになるため、光熱水費を含めている。

委員：修繕経費についても同じ扱いとなるか。

事務局：修繕経費については、額によって、市が負担するのか、指定管理者の負担となるのかを定めている。

委員：選定方法について、第3順位交渉権者とも順次協議すると記載があるが、第2順位交渉権者までで十分ではないだろうか。

事務局：これまで行ってきたかまくらっ子の指定管理者選定においては、第3順位交渉権者まで記載していたが、改めて指定管理者制度の所管課に確認を行いたい。

委員：委員の採点の総合計が同点だった場合の記載は必要ではないか。

事務局：同点だった場合については、市の指定管理者制度の手引きに基づき、「採点の結果、最高得点を獲得した団体を優先交渉権者としますが、最高得点を獲得した団体が複数あった場合は、委員の意見を集約した上で1団体に絞り込みます。」という記載を加えることにする。

委員：公開ヒアリング実施時の出席者について、「必ず指定管理施設において業務を担当する者を含めるものとする」とあるが、これはこういった狙いがあるのか。

委員長：現場に従事する人がいた方が、現場に関連するヒアリングも行えるというメリットがあり、よりリアルな考えを確認できる。

委員：プレゼンテーションの実施において、プロジェクター使用を自由としてしまうと、プレゼンテーションの中身ではなく、プレゼンテーションの出来具合が選定に左右されてしまう危険性があるのではないかと。

委員：これまでの指定管理者選定時には、プロジェクターを利用しない事業者も存在したが、プレゼンテーションの出来ではなく、事前に提出された応募資料と、テーマに則ったプレゼンテーションの内容を審査、採点するため、特に問題はないと考える。

委員：プレゼンテーションのテーマとはなにか。

事務局：本選定委員会で決定するテーマについて、事業者にプレゼンテーションを行ってもらおう。これまでの選定では、放課後かまくらっ子の基本理念に沿い、どのような運営ビジョンを持っているか等のテーマで行った。

委員：テーマについては、提案書の内容との関連性はあるのか。

事務局：提案書の内容との関連性は、特にない。

委員：プレゼンテーションは提案書の内容ではないのか。

事務局：プレゼンテーションでは、こちらが示したテーマについて提案してもらうことを考えている。第2回選定委員会において、事務局案としてテーマを提案したいと考えているが、選定委員の皆様に見解を伺い、最終決定する。指定管理者の選定にあたっては、希望があれば、是非大船子育て支援センター及び放課後かまくらっ子についても見学をし、現場のイメージを持っていただければと思う。

各委員からの指摘事項については、事務局が修正案を作成し委員長の確認を経た上で、決定することで各委員の了承を得た。

最後にその他として、第2回委員会を10月12日（火）、第3回委員会を10月20日（水）に開催することを確認した。

以上